

株価指数連動型投資信託受益証券（ETF）市場及び株式現物市場にまたがる取引等についての  
定款第 59 条に関する理事会決定の要綱について

平成 13 年 7 月 25 日  
名古屋証券取引所

項 目	内 容	備 考
1. 趣旨	<p>（ETF関係）                      現在、他の証券取引所において現物拋出型の株価指数連動型投資信託の受益証券（ETF）が上場され、売買が開始されたが、この株価指数連動型投資信託は、特定の株価指数に連動するように信託財産の運用が行われているものであり、株価指数及び株価指数先物取引等と高い連動性をもった価格形成がなされるものと考えられ、裁定取引等を通じて価格形成において相互に影響を与えることが考えられる。                      こうしたことを踏まえ、ETF市場と株式現物市場にまたがる不公正取引の防止に万全を期す観点から、定款第 59 条（取引の信則義違反）に関する理事会決定を制定する。</p> <p>（EB関係）                      近年、他社株転換社債券（EB）等、利子又は償還金の額等が特定の銘柄の株価に応じて算出される商品が見受けられるようになっているが、このような商品に関連して利子の支払い又は償還等を自己に有利になるようにする目的で、特定銘柄について不公正な取引が行われることを防止する観点から、「株券オプション及びその対象である上場株券にまたがる取引についての定款第 59 条に関する理事会決定」について、このような商品に関連して行われる株価操作的行為を規制対象となるよう見直しを行うこととする。</p>	

項 目	内 容	備 考
<p>2 . 概要</p> <p>( 1 ) E T F 市場と株式現物市場にまたがる不正取引</p> <p>仮装取引</p> <p>馴合売買</p> <p>相場操縦</p> <p>浮説の流布</p> <p>カスタマーフロントランニング</p>	<p>「株式現物市場及び派生商品市場にまたがる取引についての定款第 59 条に関する理事会決定」に準じて、E T F 市場と株式現物市場にまたがる不正取引について次のとおり規制することとする。</p> <p>正会員は、自己又はその子会社・親会社等の計算による取引（実質的に投資判断が当該正会員に委ねられているものに限る。）等に関し、次に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>E T F 又は現物株式を有する者が、当該 E T F 又は現物株式の取引状況に関し、他人に誤解を生じさせ利益を得る目的をもって、株式現物市場又は E T F 市場で仮装の取引を行うこと</p> <p>E T F 又は現物株式を有する者が、当該 E T F 又は現物株式の取引状況に関し、他人に誤解を生じさせ利益を得る目的をもって、あらかじめ他人と通謀して株式現物市場又は E T F 市場で馴合いの取引を行うこと</p> <p>E T F 又は現物株式を有する者が、当該 E T F 又は現物株式市場の取引を誘引し利益を得る目的をもって、株式現物市場又は E T F 市場で取引を行うことで、E T F 又は現物株式の値段を変動させる行為</p> <p>E T F 又は現物株式を有する者が、当該 E T F 又は現物株式市場の取引を誘引し利益を得る目的をもって、株式現物市場又は E T F 市場で浮説を流布すること</p> <p>E T F 又は株式現物市場において相場に重大な影響のあるおそれのある顧客の委託に基づく注文が間もなく発注されることを知りながら、当該注文の発注に先立ち、これを利用して、利益を得る目的をもって、関連性のある株式現物市場又は E T F 市場で自己の売買を行うこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「株式現物市場及び株価指数連動型投資信託市場にまたがる取引についての定款第 59 条に関する理事会決定」を制定する。</li> <li>・現金拋出型の株価指数連動型投資信託の受益証券も規制の対象とする。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
( 2 ) E B 等に関連する特定銘柄に係る株価操作的行為	<p>正会員は、自己又はその子会社・親会社等の計算による取引（実質的に投資判断が当該正会員に委ねられているものに限る。）等に関し、次に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>他社転換社債券（ E B ）など利子又は償還金の額等が特定の銘柄の株価に応じて算出される商品に関連して、それらを自己の有利になるようにするため、意図的に上場株券の値段を変動させ、又は上場株券の値段の上昇又は下落を防ぐ行為</p>	<p>・「株券オプション及びその対象である上場株券にまたがる取引についての定款第 59 条に関する理事会決定」に掲げる株価操作的行為について、規制対象行為を拡大することにより対応する。</p>
3 . 制定時期	平成 13 年 9 月を目途に制定する。	

以 上